

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

医療法人吉生会 吉井整形外科医院

デイケア吉井

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

<令和5年5月1日>

1、事業者概要

名 称	医療法人 吉生会 吉井整形外科医院 デイケア吉井
対 象 サ ー ビ ス	通所リハビリテーション
事 業 所 番 号	2912001068
代 表 者	吉井 次郎
管 理 者	吉井 三代
所 在 地	奈良県宇陀市榛原福地 374-1
電 話 番 号	0745-85-2888

2、運営目的

利用者が要介護、要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り生活機能の維持または向上を図ることを目的とします。

3、運営の方針

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 2 地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び保険・医療・福祉サービスを提供するものなどとの連携に努めます。
- 3 サービスの向上の為、従業員研修、安全確保の為の避難訓練などの研修を実施します。

4、職員体制

	常勤	非常勤	計
管 理 者	1名		1名
医 師	1名		1名
理 学 療 法 士	1名		1名
作 業 療 法 士	2名		2名
看 護 師	2名	4名	6名
介 護 員	3名	11名	14名

5、設備の概要及び営業時間

定員	36名		
主な設備	相談室・デイルーム・機能訓練室		
浴室	一般浴室があります	送迎車	8台
営業日	月～金曜日	休業日	土日祝日、その他
営業時間	8:30～17:30	サービス提供時間	10:00～16:15

6、サービス内容

- ① 送迎 ② 食事 ③ 入浴 ④ リハビリ 等

7、サービス提供地域

宇陀市、桜井市と奈良市の一部

8、利用料金

(1) 利用者はサービスの対価として、別紙「ご利用料金について」に定める利用単位ごとの料金を元に計算された月ごとの合計額を支払います。また、変更の際には別紙にてお知らせいたします。

(2) 毎月、10日前後に前月分の利用料金の請求をいたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払方法は、現金、又はゆうちょ銀行自動払込となります。

9、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

介護支援専門員とご相談の上、お電話等でお申し込みください。職員が伺います。利用者にご重要事項の説明を行った後、契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までには文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・ 利用者が死亡した場合。

④ その他

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者のご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、事業者が料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入

院若しくは病気等により、サービスの利用ができない状態であることが明らかになった場合、又は利用者やご家族等が当事業所や当事業所のサービス従業員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

10、業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

11、感染症の予防及び蔓延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し又は蔓延しないように、事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備します。

12、虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備します。

13、サービス利用にあたっての留意事項

- ① 体調確認……………利用者又は家族の方は利用にあたり心身の状況をお知らせ下さい。
- ② サービスの中止・変更…前日までにお知らせください。
- ③ 設備、器具の利用……………職員の指示に従い、利用してください。
- ④ 持ち物……………薬、着替え、おむつ等予備を含めて持参ください。
- ◆ 持ち物には必ず氏名を記入してください。
- ◆ 利用者の飲食物の持ち込みは原則禁止いたします。また、利用者間での物品のやり取りは固く禁止いたします。持ち込まれた飲食物でのトラブルには、対応いたしかねる場合があります。
- ◆ 利用者ならびに家族からの施設職員に対する贈与物は一切受け付けておりません。

14、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前に打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等への連絡をいたします。

15、サービス内容に関する苦情

当施設ご利用者相談・苦情窓口

管理者 吉井 三代

担当者 山中 純子

電話 0745-85-2888 (デイケア吉井内)

その他当施設以外に、下記の相談・苦情窓口へ苦情等を伝えることができます。

- 1. 奈良県国民健康保険団体連合会 介護苦情 電話 0120-21-6899
- 2. 宇陀市役所 健康福祉部 介護福祉課 電話 0745-82-3675

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、一通ずつ保有するものとします。